

年1回の健診で安心をGET! 補助も受けられておトク! 予約申込みはお早めに!

被扶養者のみなさん、忙しい毎日のなか、つい自分のことは後回しになっていませんか？ 年に1回、健診を受けて体の状態をチェックすることは、自分と家族が安心してすこやかに暮らすことにつながります。健保組合の健診なら補助が受けられるので、金銭的な負担も軽くてすみます。

申込みの時期が遅くなると、希望する時期に受診できない可能性があります。

お早めにお申し込みください。



健診を受けないと、健康保険料が上がるかも?!

生活習慣病を予防するために40～74歳の被保険者・被扶養者（ご家族）に対し特定健診・特定保健指導を実施することは、法律で定められた健保組合の義務です。これらの実施率が低いと、“ペナルティ”が課せられるしくみが導入されています。

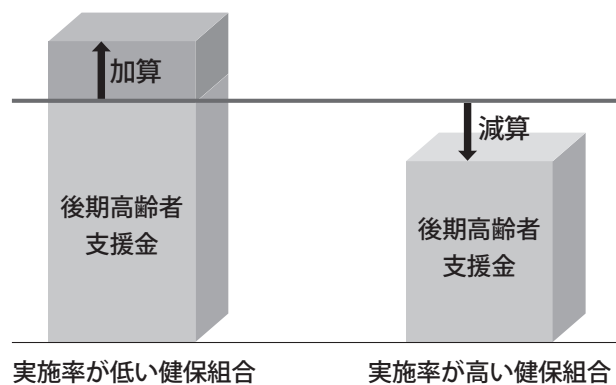
この“ペナルティ”とは、健保組合が国に納めている後期高齢者支援金を最大10%加算するというものです。一方で、実施率が高く健康づくりや予防に取り組んでいる健保組合には最大10%の減算が行われます。

実施率が低く後期高齢者支援金が加算された場合、その財源をまかなうため、みなさんから納めていただいている健康保険料の料率を引き上げることになるかもしれません。

みなさんが特定健診・特定保健指導を受けることは、病気を予防し、健保組合の財政負担を軽くするだけでなく、みなさんの家計を助けることにつながります。

ぜひ、健診を受けてください。

加算・減算のイメージ



減算となるためには、他にも

- 特定保健指導の対象者割合の減少
- ジェネリック医薬品の使用割合の上昇

など、条件あり

事業概要 (2019年9月末現在)

事業所数



9事業所

被保険者数



男 2,212人
女 1,447人
計 3,659人

平均標準報酬月額



男 358,485円
女 267,157円
平均 322,368円

被扶養者数



1,303人
1人当たり扶養率
0.36人

介護保険第2号被保険者数



1,083人